



# 本人確認法とはどういう法律か？

改正 本人確認法～10万円を超える振り込みができない？！

**Q** 一〇万円を超える振り込みができなくなると聞き  
ました。パソコンや携帯電話等の情報通信機器の発  
達に伴い、インターネットの利用頻度も増え、物品  
の購入から子供の入学金の払い込み等、振り込み機会も  
金額も増えていきます。どのような制度なのでしょう。

**A** このたび、一〇万円を超  
える現金送金等を行う場  
合、金融機関に対して送金  
した人の本人確認を義務づける「本人  
確認法施行令」「本人確認法施行規則」  
の改正が行われました。これにより、  
現金一〇万円を超える振り込みを行う  
場合、ATMではできなくなり、  
金融機関の窓口で本人確認書類を提示  
して振り込みを行う必要があります。  
今回の改正の骨子は次のとおりです  
(本人確認法施行令第三条第一項)。

## ■ 改正骨子

### (1) 改正前

預金口座の開設、二〇〇万円を超える  
大口現金取引、金銭の貸借、有価証券の  
売買、保険契約等を行う場合に、本人確  
認義務がありました。

### (2) 改正後

一〇万円を超える送金を行う場合は、  
(1) 現金で振り込みを行う場合・①窓  
口で本人確認書類を提示のうえ、振  
り込む、②ATMでの振り込みはで  
きない  
(2) 送金人の預金口座から振り込みを  
行う場合・ATM、窓口のいずれに  
おいても、従来と同様に振り込むこ  
とができる。ただし、口座開設の際  
に本人確認手続きをしている必要が  
ある  
となりました。

## ■ 本人確認法改正の経過

従来は、金融機関等は顧客が口座を  
開設する際などに、各業界団体の規則  
に従い、本人確認を行ってきました。  
法案の成立により、金融機関等に厳  
格な本人確認が求められることになり  
ました。本人確認法は二〇〇三(平成

十五)年一月六日に施行された法律で  
す。正式名称は「金融機関等による顧  
客等の本人確認等に関する法律」とい  
います。これにより、金融機関等に対  
し、①顧客との間で預貯金契約の締結  
等の取引を行う際に、当該顧客の本人  
特定事項(自然人は氏名、住所及び生  
年月日、法人は名称及び本店または主  
たる事務所の所在地)を確認し、その  
記録を作成・保存すること、②取引の  
記録を作成し、保存することが義務づ  
けられました。

その後、〇四(平成十六)年十二月  
には、預金口座等の不正利用を防止す  
るための改正が行われ、法律名が「金  
融機関等による顧客等の本人確認等及  
び預金口座等の不正利用の防止に関  
する法律」に変更され、同月三十日に  
施行されました。

このたびは、「金融機関等による顧客  
等の本人確認等及び預金口座等の不正  
利用の防止に関する法律施行令の一  
部を改正する政令」「金融機関等による  
顧客等の本人確認等及び預金口座等の  
不正利用の防止に関する法律施行規  
則の一部を改正する命令」が〇六(平  
成十八)年九月二十二日公布され、〇  
七(平成十九)年一月四日より施行さ

れました。

## ■ 背景

マネー・ロンダリング(資金洗浄)、  
テロ資金対策という目的のために、国  
際的な要請を受けて行うものです。  
背景には、〇一年九月の米同時テ  
ロ事件があります。これを受けて、資  
金洗浄及びテロ資金供与防止のための  
政府間機関である「金融活動作業部会」  
(FATF: Financial Action Task Force  
on Money Laundering) は「テロ資金供  
与に関する特別勧告」を策定し、これ  
が国連安全保障理事会において「テロ  
リズムに対する資金供与の防止に関す  
る国際条約」として採択されたことに  
起因します。

この勧告は送金業務を行う金融機関  
に対し、一〇〇〇ドル/ユーロ相当の  
金額を超える電信送金について、〇六  
年末までに本人確認の強化等を行うこ  
とを求めています。これにより、わが  
国でも、金融機関等による顧客等の本  
人確認等及び預金口座等の不正な利用  
の防止に関する法律施行令及び同法施  
行規則の改正が行われました。  
この法律は、金融機関等による顧客  
等の本人確認により、次の目的を達成

するために作られました。

## ■ 目的

- (1) テロ資金供与防止条約の的確な実  
施を確保すること。
- (2) テロ資金やマネー・ロンダリング  
に関する疑わしい取引の届出の実効  
性を確保すること。
- (3) 捜査機関による効率的な資金トレ  
ースを可能にすることにより、テロ  
資金の提供やマネー・ロンダリング  
が金融機関等を通じて行われること  
を防止するため、金融機関等の顧客  
管理体制の整備を図ること。

## ■ 対象となる金融機関

対象となる金融機関等は、郵便局、  
銀行、信用金庫、信用組合、証券会社、  
保険会社、投資信託委託会社、貸金業  
者、住宅金融会社等の金融機関が広く  
対象とされます。

なお、携帯電話事業者に携帯電話の  
契約や譲渡に際して、相手の身元を確  
認することを義務づける法律がありま  
す。「携帯電話本人確認法」(携帯音声  
通信事業者による契約者等の本人確認  
等及び携帯音声通信役務の不正な利用  
の防止に関する法律)で、〇五年四月

に成立しました。プリペイド携帯電話  
が振り込め詐欺などに悪用されたこと  
を受けて、匿名での携帯利用を封じる  
目的があります。

携帯電話の契約時には、携帯電話事  
業者は契約者の氏名・住所・生年月日  
などを確認しなければなりません。虚  
偽の情報で契約した者には五〇万円以  
下の罰金が科されます。また、契約者  
が他人へ携帯電話を有償で譲渡する際  
にはキャリアへ申告して承諾を受けな  
ければならず、相手の身元を確認せず  
に貸与することも禁じられます。

これらに違反した者は二年以下の懲  
役あるいは三〇〇万円以下の罰金が科  
されます。

## ■ 提示が求められる本人確認書類

確認書類は個人の場合と法人の場合  
で異なり、次のとおりです。

### (1) 個人の場合

運転免許証、健康保険証、旅券(パス  
ポート)、国民年金手帳、母子健康手帳、  
身体障害者手帳、外国人登録証明書、住  
民基本台帳カード(氏名、住所、生年月  
日の記載があるもの)など。

### (2) 法人の場合

登記事項証明書など。